

メニュー③

## 被災地域リーダー等研修・交流事業

自治会長や行政区長等のリーダー向け研修・交流会を開催します。

自治会運営の悩みや課題などを共有する場を設けます。

### 実施例1



災害公営住宅整備事業及び防災集団移転事業で立ち上がった県南の新しい自治会が、すでに活発に活動している女川の復興公営住宅の自治会へ伺って交流会を行う事業を計画・実施(10月実施予定)。

### 実施例2



当事業の補助金交付を受けた自治会等の皆さんが集まって事業報告・意見交換を行う場を設けます(予定)。



### 実施までの流れ

#### 自治会の課題 吸い上げ

みやぎ連携復興センターが自治会へ伺ってヒアリング、または自治会がみやぎ連携復興センターへ他の自治会との交流会実施のご相談をして頂く

#### 交流会の計画

みやぎ連携復興センターが自治会と合意を取り交流会の計画を立案、事業計画を宮城県と協議

#### 交流会を開催

会場費、講師招へい費などの交流会経費を補助

#### 課題解決の 動きを実践

研修・交流会で学んだことなどを各地域の自治会で実践してもらいます

### 宮城県地域コミュニティ再生支援事業のお問合せ・お申込は

補助金の申請が初めての自治会長さんでも安心です。

ご不明点があればお呼びください。伺ってマンツーマンでアドバイスします。

## 一般社団法人みやぎ連携復興センター

住所 宮城県仙台市青葉区大町1-3-7

裕(ゆたか)ビル6F

電話 022-748-4550

FAX 022-748-4552

ホームページ <http://www.renpuku.org/>

メール [oubo@renpuku.org](mailto:oubo@renpuku.org)

担当 佐藤・宮野

みやぎ連携復興センターは、宮城県地域コミュニティ再生支援事業を宮城県から受託しております。

本プログラムの詳しい応募要項や申込用紙は「みやぎ連携復興センター」のホームページからダウンロードができます。

また、お電話やメールでのご相談も受け付けております(ただし、お申込は郵送のみで受付けております)。

災害公営住宅等の入居で出来た新しい自治会や災害公営住宅等の住民を受け入れた既存の自治会等の皆さんへの補助制度です。

宮城県地域復興支援課 平成27年度事業

# 宮城県地域コミュニティ再生支援事業 ご案内

### 狙い

災害公営住宅等における新しい地域コミュニティ機能の強化や、地域の活性化に向けた活動を支援するため、自治会等が自発的、主体的に取り組む地域コミュニティ再生活動を補助いたします。

### 本事業の3本柱

- ①地域コミュニティ再生支援事業補助金
- ②地域力再生活動アドバイザー派遣事業
- ③被災地域リーダー等研修・交流事業





メニュー①

# 地域コミュニティ再生支援事業補助金

災害公営住宅等への入居に伴う新たな地域コミュニティ活動等に要する経費について、これを行う自治会等に対して補助金を交付します。

補助対象者

- ① 災害公営住宅等に新たに設立された自治会等の住民団体
- ② 災害公営住宅等の住民の受け入れ先となった既存の自治会等の住民団体
- ③ 災害公営住宅等のうち自治会が存在しない、自治会が設立前である、等の地区で自治会活動を支援している市町村、または非営利組織
- ④①または②の住民とのコミュニティ形成や交流を目的とした県内の既存自治会等の住民団体

「災害公営住宅等」とは以下の4つの復興事業となります。

- ① 防災集団移転事業
- ② 災害公営住宅整備事業
- ③ 復興土地地区画整理事業
- ④ 漁業集落防災機能強化事業



事業内容	補助期間	補助率	補助限度額
<b>1. コミュニティ再生事業</b> 災害公営住宅等における人間関係づくり、コミュニティ形成のプランづくりや実践活動(自主的な勉強会、ふれあい喫茶、食事会、手芸・料理・囲碁・将棋教室などの交流事業、他地区との体験交流、高齢者の生きがいづくり等)	単年度当たりの申請は  1地区1回  (複数事業、複数イベント等年間を通した事業の申請を可とする。)	対象経費の  10分の10以内  (審査により減額となることがあります)	○世帯数100世帯未満 10万~100万円  ○世帯数100~200世帯 10万~150万円  ○世帯数201世帯以上 10万~200万円  ※注2
<b>2. コミュニティ元気づくり事業</b> (1) 地域資源、景観の再生活動や夏まつり、秋まつり、クリスマス会等の活性化イベントの開催に要する経費 (2) 生活安全の確保(防犯パトロール、避難場所標識の設置等)、集落行事の再生(太鼓、等)、生活環境の維持(コミュニティ掲示板等)に必要な設備の修繕・再整備等	最長3年間 (毎年申請し直して下さい) 今年度は平成28年3月15日まで		
<b>3. 震災経験伝承事業</b> 地域が行う震災経験を伝承する取組(防災訓練(炊き出し訓練を含む)、子供たちへの震災時の講話、防災教育活動等) ただし、備品購入費は、初回申請時に限る。			



注2 ●補助限度額の世帯数のカウントの仕方  
 上記4つの復興事業で入居された住民の世帯数(すでに入居済みの世帯のみ)をカウントします。  
 ●ただし事業の対象者は住民全体となります。

## 補助対象経費

- 報償費(補助金額の10%以内)
- 食糧費(原則として1名あたり合計1,000円を超えないで且つ事業参加人数以下の最小限の飲食料、但しアルコールは対象外)
- 消耗品費(原則として5万円以下の事業経費)
- 備品購入費(修繕費と併せて補助金額の50%以内で且つ/備品単独で最大50万円未満)
- 旅費交通費、修繕費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、雑費、その他

### 備品購入費・修繕費について

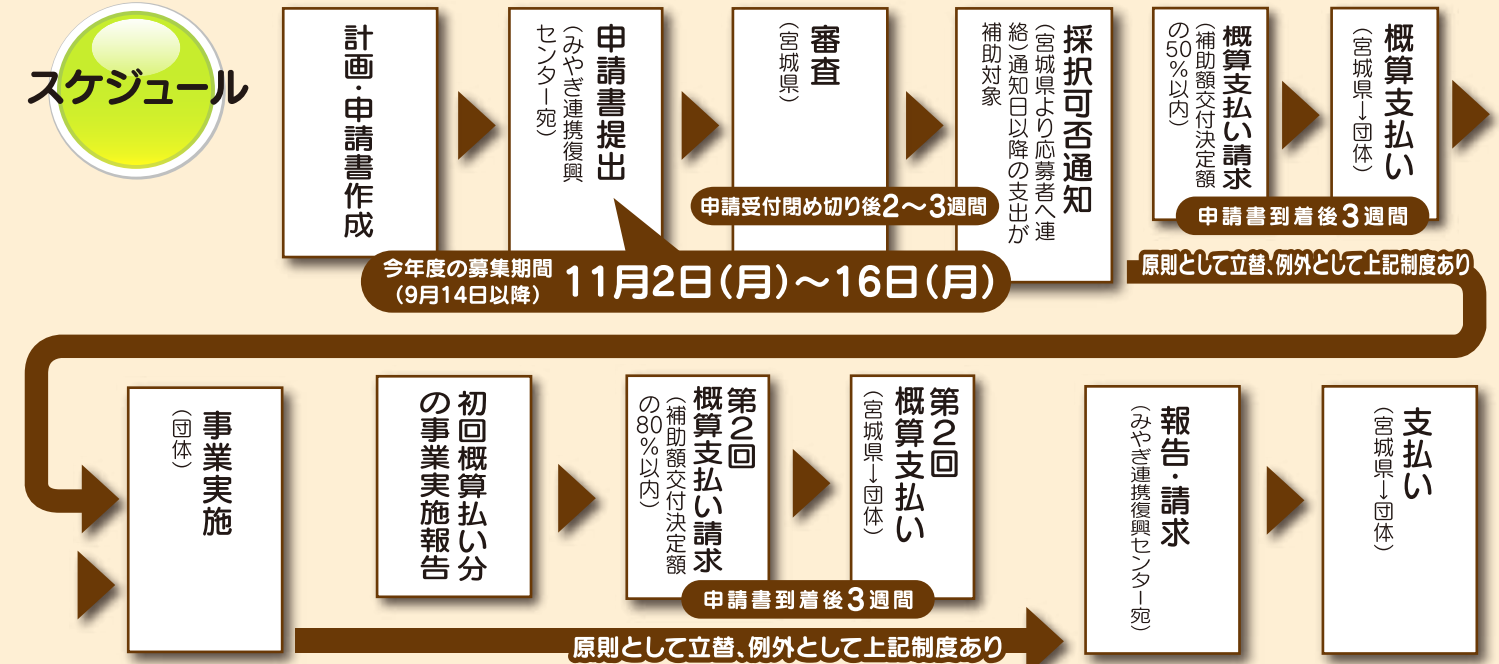
本事業以外で使用する備品やその修繕費は補助対象外となります。事業実施に不可欠な備品・修繕費であることが条件となり備品の使用頻度によっては事業実施ごとにレンタルやリースを利用する(使用料及び賃借料)ように計画してください。(例:ストーブ・エアコン等の購入は不可)

## 対象外経費

- 事業を伴わない物品・備品の購入
- 事務所や集会所の維持管理費
- 住民自治組織等の構成員の person 費や交際費
- 他の団体への負担金及び補助金など住民自治組織等が直接関与又は実施しない事業に関わる経費
- 用地取得又は補償に要する経費/既存の施設/設備等の撤去及び処分に関する経費/その他補助することが適当でない判断される経費

### ポイント

当補助金は復興の過程において新しく立ち上げた(または新しい住民を受け入れた)自治会等のスタートアップを支援するものです。補助期間終了後も自治会等が長期的にコミュニティづくりを進められるよう自立的・継続的な計画を立てていただくことをお願いします。



メニュー②

# 地域力再生活動アドバイザー派遣事業

地域の課題解決をともに考えてくれるアドバイザーを派遣します。

みなさんの抱えている課題の解決に向けた、適切なアドバイザーを派遣します。派遣に関するアドバイザーへの謝金等、必要経費の一部を負担いたします。 ※派遣回数等の詳細はみやぎ連携復興センターのホームページにある要項をご覧ください。

実施例

ペットと共存できる新しいコミュニティづくりを模索している防災集団移転団地の住民団体へ、動物と住民との共生を指導している動物病院の獣医さんを派遣しました。



## 実施までの流れ

**自治会の要望聞きとり**  
 みやぎ連携復興センターが自治会へ伺ってヒアリング、または自治会からみやぎ連携復興センターへご相談を頂く

**課題解決にふさわしいアドバイザーを探す**  
 みやぎ連携復興センターが探して自治会に紹介、合意を取り宮城県へ申請

**アドバイザーを迎えて勉強会を開催**  
 自治会とアドバイザーに相談しながら、準備から実施までをみやぎ連携復興センターが中心となって自治会と一緒に事業を進めます

**課題解決の動きを実践**  
 勉強会の成果を踏まえて実践に移してもらいます。一定期間を経て実践の検証を行うことも可能です(要望によりアドバイザーを派遣可能)